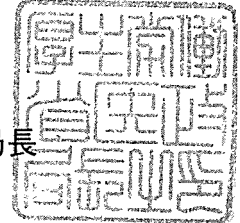


医政発第 0312001 号
平成 21 年 3 月 12 日

(社) 日本病院会
会 長 山 本 修 三 殿

厚生労働省医政局長



「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第 1 項等に関する特例民法法人に対する指導指針について」（平成 20 年 12 月 25 日特例民法法人に関する事前届出に係る関係府省申合せ）について

平成 20 年 12 月 31 日に国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。）が施行されたことに伴い、別添のとおり申合せがなされたことから、貴法人におかれましても、その趣旨を御理解いただき、改正法の施行日（平成 20 年 12 月 31 日）以後、速やかに下記のとおり対応していただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 貴法人の「役員その他の地位であって政令で定めるもの」（別紙中（1）参照）として退職管理政令第 28 条及び役員政令第 14 条に規定する役員その他の地位に、管理職職員（別紙中（2）参照）であった者及び特定独立行政法人の役員であった者が就こうとする場合において、当該者から貴法人に対して「国と特に密接な関係があるもの」（以下「密接特民法法人」という。）（別紙中（3）参照）であるか否かについて問合せがあった場合には、遅滞なく回答すること。
- 2 貴法人において、密接特民法法人であるか否かに関する書類（別添「様式 1」）を作成・公表し、毎年、事業年度の終了後原則として 3 ヶ月以内に当該書類について更新すること。

なお、改正法の施行日時点における密接特民法法人の該当性についても、改めて別

添「様式1」を作成・公表すること。

- 3 上記1の問合せに対する回答及び上記2の書類の作成・公表（改正法の施行日における作成・公表を含む。）並びに更新に当たっては、一般の閲覧に供されている直近の事業年度の決算に基づき行うこと。
- 4 上記2の書類の作成・公表並びに更新が行われた場合には、遅滞なく、電子メール等により、次の報告先に密接特民法人であるか否かに関する書類（別添「様式2」）を提出・報告すること。

<報告先>

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省人事・恩給局公務員高齢対策課

- ・ 電話番号 03-5253-5255
- ・ 電子メール koeki-hokoku@soumu.go.jp

(別 添)

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第 1 項等に関する特例民法法人に対する指導指針について

平成 20 年 12 月 25 日
特例民法法人に関する事前
届出に係る関係府省申合せ

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「改正国公法」という。）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 12 条並びに独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「改正独法通則法」という。）第 54 条の 2 第 1 項において準用する改正国公法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 10 条において準用する改正法附則第 12 条、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号。以下「退職管理政令」という。）第 32 条及び附則第 4 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号。以下「役員政令」という。）第 18 条及び附則第 3 条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条及び附則第 3 条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 84 号）第 8 条及び附則第 3 条の諸規定（以下「密接関係法令」という。）に関し、改正法の施行日（平成 20 年 12 月 31 日）から、下記のとおり、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）に対する指導を行うこととする。

記

1. 趣旨

改正国公法第 106 条の 24 第 1 項（改正独法通則法第 54 条の 2 第 1 項により準用されるものを含む。）の規定により、管理職職員であった者及び特定独立行政法人の役員であった者においては、その離職後 2 年間、公益法人のうち、「国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるもの」の「役員その他の地位であって政令で定めるもの」に就こうとする場合には、内閣総理大臣（その事務を補佐する総務省人事・恩給局公務員高齢対策課）にあらかじめ届け出なければならないこととさ

れており、改正国公法第 113 条第 2 号（改正独法通則法第 54 条の 2 第 1 項により準用されるものを含む。）の規定により当該届出をしない場合等には 10 万円以下の過料に処されることとされている。

また、改正法附則第 12 条（改正法附則第 10 条により準用されるものを含む。）の規定により、特例民法法人も公益法人に含むこととされていることから、以上については特例民法法人に対しても同様に適用されることとされている。

2. 指針の内容

特例民法法人を所管する各府省においては、所管する特例民法法人のうち、密接関係法令に規定する「国と特に密接な関係があるもの」（以下「密接特民法人」という。）に関して、以下の措置を講ずる。

- ① 所管する特例民法法人の「役員その他の地位であって政令で定めるもの」として退職管理政令第 28 条及び役員政令第 14 条に規定するものに、管理職職員であった者及び特定独立行政法人の役員であった者が就こうとする場合において、当該者から当該法人に対して、当該法人が密接特民法人であるか否かについて問合せがあった場合には遅滞なく回答するよう指導すること。
- ② 所管する特例民法法人において、密接特民法人であるか否かに関する書類（形式を問わない。）を作成・公表（改正法の施行日における作成・公表を含む。）し、毎年、事業年度の終了後原則として 3 ヶ月以内に当該書類について更新するよう指導すること。
- ③ 所管する特例民法法人において、①の問合せに対する回答及び②の書類の作成・公表（改正法の施行日における作成・公表を含む。）並びに更新に当たっては、密接関係法令に基づき、一般の閲覧に供されている直近の事業年度の決算に基づき行うよう指導すること。
- ④ 所管する特例民法法人において、②の書類の作成・公表並びに更新が行われた場合には、遅滞なく、電子メール等により、次の報告先に密接特民法人であるか否かに関する書類を報告するよう指導すること。

<報告先>

〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2

総務省人事・恩給局公務員高齢対策課

・ 電話番号：03-5253-5255

・ 電子メール：koeki-hokoku@soumu.go.jp

以上

【用語の定義等】

(1) 「役員その他の地位であって政令で定めるもの」は、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号。以下「退職管理政令」という。）第 28 条及び特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号。以下「役員政令」という。）第 14 条に規定されているものをいう。

○退職管理政令

（管理職職員であった者の再就職の届出の対象となる地位）

第二十八条 法第百六条の二十四第一項の役員その他の地位であって政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 役員（非常勤のものを除く。）
- 二 前号に掲げるもののほか、法令の規定により内閣若しくは内閣総理大臣若しくは各省大臣により任命されることとされている地位又は法令の規定により任命若しくは選任に関し行政庁の認可を要する地位

○役員政令

（再就職の届出の対象となる地位）

第十四条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の役員その他の地位であって政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 役員（非常勤のものを除く。）
- 二 前号に掲げるもののほか、法令の規定により内閣若しくは内閣総理大臣若しくは各省大臣により任命されることとされている地位又は法令の規定により任命若しくは選任に関し行政庁の認可を要する地位

(2) 「管理職職員」は、退職管理政令第 27 条各号に掲げる職員をいう。

○退職管理政令

（管理又は監督の地位にある職員の官職）

第二十七条 法第百六条の二十三第三項の政令で定める官職は、次に掲げる職員が就いている官職とする。

- 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの（給与法第十条の二第一項の規定により支給を受ける俸給の特別調整額その他の事由に照らして内閣府令で定めるものを除く。）
 - イ 給与法別表第一イ行政職俸給表（一）の職務の級七級以上の職員
 - ロ 給与法別表第二専門行政職俸給表の職務の級五級以上の職員
 - ハ 給与法別表第三税務職俸給表の職務の級七級以上の職員

- ニ 給与法別表第四イ公安職俸給表（一）の職務の級八級以上の職員
 - ホ 給与法別表第四ロ公安職俸給表（二）の職務の級七級以上の職員
 - ヘ 給与法別表第五イ海事職俸給表（一）の職務の級六級以上の職員
 - ト 給与法別表第六イ教育職俸給表（一）の職務の級四級以上の職員
 - チ 給与法別表第七研究職俸給表の職務の級五級以上の職員
 - リ 給与法別表第八イ医療職俸給表（一）の職務の級三級以上の職員
 - ヌ 給与法別表第八ロ医療職俸給表（二）の職務の級七級以上の職員
 - ル 給与法別表第八ハ医療職俸給表（三）の職務の級六級以上の職員
 - ヲ 給与法別表第九福祉職俸給表の職務の級六級の職員
- 二 給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員
- 三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員であって、同表五号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの
- 四 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項の俸給表の適用を受ける職員であって、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの
- 五 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第四条に規定する給与準則の適用を受ける職員であって、内閣総理大臣が定めるもの
- 六 検察官の俸給等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。）の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの
- イ 検事総長、次長検事及び検事長
 - ロ 検察官俸給法別表検事の項十二号の俸給月額以上の俸給を受ける検事
 - ハ 検察官俸給法別表副検事の項七号の俸給月額以上の俸給を受ける副検事
- 七 特定独立行政法人の職員であって、前各号に掲げる職員に相当するものとして内閣総理大臣が定めるもの

(3) 「国と特に密接な関係があるもの」とは、職員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 83 号。以下「退職管理府令」という。）第 9 条に該当する法人をいう。

なお、規則中の「公益社団法人又は公益財団法人」には「特例社団法人又は特例財団法人」を含むものとする（退職管理府令附則第 3 条）。

○退職管理府令

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人）

第九条 令第三十二条に規定する内閣府令で定めるものは、国の機関が所管する公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）であって、次の各号に掲げるものとする。

- 一 一般の閲覧に供されている直近の事業年度の決算（次号において単に「直近事業年度決算」という。）において、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費そ

の他これらに類する給付金（以下「給付金等」という。）のうちを占める当該公益法人が第三者へ交付した当該給付金等の金額の割合が二分の一以上であるもの（ただし、当該事業年度の次年度以降において、当該公益法人が国から交付を受ける給付金等のうちを占める当該公益法人が第三者へ交付する当該給付金等の金額の割合が二分の一未満であることが確実と見込まれるものを除く。）

二 直近事業年度決算において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受けた給付金等の総額の割合が三分の二以上であるもの（ただし、当該事業年度の次年度以降において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受ける給付金等の総額の割合が三分の二未満であることが確実と見込まれるものを除く。）

三 法令（告示を含む。以下この条において同じ。）の規定に基づく指定、認定その他これらの準ずる処分により、試験、検査、検定その他これらに準ずる国の事務又は事業を行うもの（ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他これに準ずるものを除く。）

四 当該公益法人が独自に行う試験、検査、検定その他これらに準ずる事務又は事業を奨励することを目的として国が行う法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分を受けて、当該事務又は事業を行うもの（ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他これに準ずるものを除く。）

(様式 1)

平成●●年××月▲▲日
(特例民法法人の名称)

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について (公表)

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「改正国公法」という。）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 12 条並びに独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 54 条の 2 第 1 項において準用する改正国公法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 10 条において準用する改正法附則第 12 条、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 32 条及び附則第 4 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号）第 18 条及び附則第 3 条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条及び附則第 3 条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 84 号）第 8 条及び附則第 3 条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に【該当します・該当しない】ので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電 話 — (内)
— (直通)
F A X —
電子メール

(様式2)

平成●●年××月▲▲日
(特例民法法人の名称)

総務省人事・恩給局
公務員高齢対策課 御中

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について (報告)

当法人は、「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「改正国公法」という。）第106条の24第1項第4号及び改正法附則第12条並びに独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条の2第1項において準用する改正国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改正法附則第12条、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第32条及び附則第4条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号）第18条及び附則第3条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第83号）第9条及び附則第3条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第84号）第8条及び附則第3条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に【該当します・該当しない】ので、その旨報告いたします。

[本件連絡先]

電 話 — (内)
— (直通)
F A X —
電子メール